

平成十四年
七月 中

秋田県公報目録

第千三百八十九号から
第千三百八十一号まで

公布又は
公示番号

題

名

公報番号
日

条例

例

号外

四九

四七

四七
秋田県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

号外一
二六

四八

四八
市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額の算出に関する規則

号外一
三〇

四九

四九
市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則を廃止する規則

号外一
二六

- 四六 秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例
四七 秋田県県税条例の一部を改正する条例
四八 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
四九 住民基本台帳法施行条例
五〇 秋田県ゆとり生活創造センター条例
五一 秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例
五二 秋田県森林整備地域活動支援基金条例
五三 秋田県工業化等促進条例の一部を改正する条例
五四 収用委員会の求めにより出頭した鑑定人に対する旅費及び手当並びに参考人に対する旅費に関する条例等の一部を改正する条例
五五 警察官等の被服及び装備品に関する条例の一部を改正する条例
五六 秋田県監査委員条例の一部を改正する条例
五七 秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三

三 秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

号外一
二九

三
告

三
示

一三八一
二

四七一

四七一
指定施業要件変更予定通知

一三八一

四七二

四七二
開発行為に関する工事の完了

一三八一

四七三

四七三
保安林の指定の解除

一三八一

四七四

四七四
大規模小売店舗の新設に関する意見の概要

一三八二

四七五

四七五
都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧

一三八二

四七六

四七六
道路の供用開始

一三八二

四七七

四七七
道路の供用開始

一三八二

四七八

四七八
道路区域の変更

一三八二

四八〇

四八〇
道路区域の変更及び供用開始

一三八二

四八一

四八一
開発行為に関する工事の完了

一三八二

四八二

四八二
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可

一三八二

四八三

四八三
開発行為に関する工事の完了

一三八二

四八四

四八四
開発行為に関する工事の完了

一三八二

号外三

九

一三八一
号外二

九

一三八一
号外二

二

四四

四四
秋田県事業認定審議会条例の施行期日を定める規則

一三八一

四五

四五
秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則

一三八一

四六

四六
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

一三八一

四八五 救急病院の認定

四八六 字の区域の変更

四八七 "

四八八 既存の大規模小売店舗の変更に関する届出

四八九 開発行為に関する工事の完了

四九〇 字の区域の変更

四九一 保安林の指定解除予定通知

四九二 第三十一回採石業務管理者試験の実施

四九三 土地収用法による事業の認定

四九四 道路区域の決定及び供用開始

四九五 県道路線の認定の変更

四九六 開発行為に関する工事の完了

四九七 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退

四九八 大規模小売店舗の新設に関し述べた意見

四九九 平成十四年度家畜商講習会の実施

五〇〇 個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定

五〇一 既存の大規模小売店舗の変更に関する届出

五〇二 建築基準法による道路位置の指定

五〇三 青少年に有害な図書類の指定

五〇四 "

五〇五 青少年に有害な興行の指定

五〇六 平成十四年度家畜人工授精師養成講習会の実施

五〇七 鳥獣保護区設定のための公聴会

五〇八 急傾斜地崩壊危険区域の指定

五〇九 "

五一〇 建築基準法による道路位置の指定

五一一 開発行為に関する工事の完了

五一二 "

五一三 "

五一四 生活保護法による医療機関の指定

五一五 生活保護法による施術者の指定

五一六 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止

五一七 結核予防法による医療機関の指定

五一八 保安林の指定解除予定通知

一三八八 一三八七 号外一 一三八六 一三八五 一三八四 一三八三 一三八二
二六 三 一九 一九 六 三 九五

				○市町村営土地改良事業の施行の同意	一三八九 三〇
				○監査結果の公表	一〇 号外二 一二
				○監査結果の公表	一〇 号外二 一九
				○公営企業管理規程	
				一 秋田県観光施設事業使用料徴収規程を廃止する規程	号外二 九
				企 業 局 告 示	
				四 男鹿水族館の使用料徴収事務の一部委託の廃止	号外二 九
				企 業 局 告 示	
				○水族館の使用料を徴収する期間及び時間の廃止	号外二 九
				そ の 他	
				○平成十四年度行政書士試験の実施	一三八三 九
				正 誤	
				○平成十四年六月十四日付け秋田県公報第千三百七十六号 の正誤	一三八一 二
				○平成十四年六月七日付け秋田県公報第千三百七十四号の 正誤	一三八二 五
				公 安 委 員 会 規 則	
				○平成十四年度秋田県職員採用試験公告(中級試験及び初 級試験)	一三八四 一二
				○平成十四年度秋田県職員採用試験公告	一三八七 二三
				○平成十四年度秋田県職員採用試験公告(初級試験(身体 障害者対象))	" "
				公 安 委 員 会 告 示	
				八 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	号外二 一九
				六四 猿銃及び空氣銃の取扱に関する講習会の実施	一三八八 二六

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千五百円

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0187)66-8666 FAX(0187)66-0000
E-mail:masubara@masubarainstall.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄号